

福生市教育委員会会議録

平成 22 年第 11 回定例会

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 開催年月日 | 平成 22 年 11 月 19 日 (金) |
| 2 | 開始時刻 | 午前 10 時 00 分 |
| 3 | 終了時刻 | 午前 11 時 25 分 |
| 4 | 場 所 | 第 2 棟 4 階 第 1 委員会 |
| 5 | 出席委員 | 委 員 長 長 谷 川 貞 夫
委員長職務代理者 平 野 裕 子
委 員 加 藤 美 子
委 員 渡 辺 浩 行
教 育 長 宮 城 眞 一 |
| 6 | 欠席委員 | なし |
| 7 | 出席者氏名 | 教 育 次 長 宮 田 満
参 事 佐 伯 英 徳
庶 務 課 長 田 村 博 敏
学 校 給 食 課 長 山 崎 勇
生涯学習推進課長 高 木 裕
スポーツ振興課長 高 鳥 越 裕 之
公 民 館 長 高 橋 清 樹
図 書 館 高 島 弘
主 幹 栗 林 昭 彦
指 導 主 事 並 木 茂 男 |
| 8 | 傍 聴 人 | なし |

(裏面に続く)

9 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 議案第 58 号 ふれあいシニアサポーター活用事業について
- 日程第 4 議案第 59 号 市営競技場及び武蔵野台テニスコートの冬期夜間使用の試行について
- 日程第 5 議案第 60 号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 日程第 6 議案第 61 号 福生市体育施設条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 日程第 7 議案第 62 号 平成 22 年度福生市一般会計補正予算（第 2 号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について
- 日程第 8 報告第 20 号 公立学校における儀式的行事の適正な実施について
- 日程第 9 協議事項 3 公立学校教育管理職の人事異動方針について
- 日程第 10 その他報告事項

午前 10 時 00 分 開会

委員長 それでは、ただ今から平成 22 年第 11 回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。福生市教育委員会会議規則第 19 条の規定に基づき、加藤美子委員、渡辺浩行委員の両名を署名委員として指名いたします。

ここで日程についてお諮りいたします。

日程第 9、協議事項 3、公立学校教育管理職の人事異動方針については人事案件のため、福生市教育委員会会議規則第 8 条の規定に基づき、これを公開しない会議とし、日程第 10、その他報告事項の後に審議したいと思います。が、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、日程第 9、協議事項 3 は公開しない会議とし、日程第 10、その他報告事項の後に審議することといたします。

次に、日程第 2、教育長報告、教育長から報告願います。

教育長 教育委員会定例会に御出席をいただきまして、ありがとうございます。

ここにきまして小・中学生の自殺の報道が相次いでいるところでございます。福生市におきましては例年 6 月、11 月、2 月をいじめ防止月間と定めまして、各学校ではいじめの防止に向けて児童・生徒の日常生活に注目をし、指導に当たることに努めているところでございます。特にこの期間におきましては、児童・生徒の日頃の行動観察には怠りのないよう努めるとともに、そういった中で判明したことについては手を抜かずに対応すると同時に、その対応の際には十分な配慮のもと、組織的に丁寧な対応がされるよう求めているところでございます。

また、国・都からは各市教育委員会での児童・生徒のいじめ実態把握に努めるべく、アンケートなどの取組についても指導がされてまいっております。私ども市教育委員会としても各校へその旨指示をいたしているところでございます。児童・生徒が自ら命を絶つことについては、誠に悲惨なことであります。いじめの防止等、自殺予防の徹底に今後とも努めてまいりたいと考えております。

では幾つか申し上げますが、一つは小学校の学芸的な事業、あるいは中学校の合唱コンクールが執り行われたところでございます。各校の校長か

らは、特に中学生の場合には、3年生が最後の合唱コンクールで学級の団結も随分と高まって、コンクールに向けての力が入っているといったことを聞いたところでございます。私もこの三つの中学校については3年生の合唱コンクールを見る機会を得ました。大変たくましい合唱であったと感じて帰ってきたところでございます。お気付きの点などございましたら、御指摘等いただきたいと思えます。

さらには学校訪問等をいただいているところであります。道徳授業地区公開講座等もございしますが、これらにつきましてもお気付きの点などございましたら、御指摘等いただきたいと思えます。

そして時節柄でありましょうか、社会教育関係で今月は特に様々な事業が持たれてきたところでございます。一つは「子ども議会」でございました。今年で10回目を迎えたものでございます。取組としては例年通り無事に取り組み、終了いたしているところでございます。なお、当日は、平野職務代理からは教育委員会を代表しての御挨拶もいただきました。大変ありがとうございました。お世話になりました。

次に市民文化祭、あるいは産業祭や健康まつりを一緒にいたしました「ふれあいフェスティバル」に係りいたしましてでございますが、市民文化祭につきましては市制施行40周年といったこともございまして、大ホールでの開催、記念のイベント等にも取組をいたしたところでございました。文化祭につきましては台風14号の情報がその数日前からございまして、かなり振り回され、実行委員の皆さん方、もちろん私ども事務局も悩ましい日々を過ごしたわけではありますが、幸い台風の上陸が回避をされましたので、大きな影響もなく、それぞれについて無事終わっているところでございます。

なお、「ふれあいフェスティバル」につきましては、台風の情報等がもたらされており、また今年会場が、市営野球場が工事中といったこともございましたので、中央体育館で開催となっております。そういったことから、残念ながら産業祭については中止とし、健康まつりのみが行なわれたところでございました。

続きまして生涯学習シンポジウムでございます。第二期生涯学習推進計画の策定作業を進めているところでございますが、その策定の一環といたしまして、地域の教育力についてのシンポジウムを開催いたしましたところでございます。当日御出席いただいた委員も、お出掛けをいただきまして大変ありがとうございました。また、講演をいただきました二人の先生方からは、そ

してまた事例発表された二人の方、会場から意見をくださった方々など、御協力に感謝を申し上げたいと思います。当日の御意見なども参考にしながら、今後の策定作業を進めてまいりたいと考えております。

それから図書館協議会の関係では、先に御承認いただきました第8期の図書館協議会委員の辞令交付、並びに第1回目の会議が開催されたところでございます。

次に、西多摩地域の広域行政圏協議会によります体育大会、前夜祭が開催をされておりました、この平成22年11月21日には各種の協議が行なわれることになっております。選手の皆さんの御検討を祈るとともに、広域によります交流が深まればと期待をいたすものでございます。

続きまして諸会議等々でございますが、都市教育長会が11月17日に開かれております。特に教育長会としての議題で御報告申し上げるものはございませんが、東京都から報告をされた中に、特別支援教育推進計画第3次実施計画が決定をされたとの報告がございました。去る平成22年11月11日に都教育委員会で決定をしたとのことでございました。この概要版につきましては別途のファイルの中に入れてございますので、また御参照いただければと存じます。

それから、第4回市議会定例会が平成22年11月30日から平成22年12月17日の間で会期が予定をされているところでございます。本日も後程市長から同意案件等が提出されておりますので、御審議方お願いをいたしたいと存じます。

以上、私からの報告とさせていただきます。

委員長 教育長からの報告は終わりました。質問がありましたらお願いいたします。

平野委員 合唱コンクールについて、先程教育長は午後の3年生をお聞きいただいたとのことでしたけれども、私は時間の都合があつて、この3校の午前中、1、2年生の合唱を聞かせていただきました。どの学校も聞く態度、歌う態度、とても立派にできていたと思いますし、また出入りの整列、準備も大変一生懸命、合唱コンクールをやろうといった意気込みができてよかったと思いました。

第三中学校を見たときなのですけども、前の座席がかなり空いていました。これだけのスペースがあると小学校6年生にもこの3年生の立派な演奏を聞かせてあげたいな、そのスペースがあるのではと感じました。これから授業の時間数も増えていくとやりくりが大変だと思いますけれども、小・中連携は、そういったことも可能かと感想を持ちました。

第一中学校、第二中学校に関しましては、保護者席までほぼいっぱいでしたので、これは無理かと思ったのですが、第一中学校の合唱コンクールのときには第三小学校の校長先生が、短い時間ですけどと聞きに来てくださっていましたし、また先生のお話では、前もって中学校の予行練習を鑑賞させていただいたとのお話も伺いました。こういったところでも小・中連携が進んでいるのだと思いました。以上でございます。

委員長 他にございますか。

私から、職務代理者は「子ども議会」の挨拶についても、ありがとうございました。市長が良い挨拶だったとおっしゃっていたのを思い出しました。

よろしいでしょうか。それでは、教育長報告を終わります。

次に、日程第3、議案第58号、ふれあいシニアサポーター活用事業についてを議題といたします。主幹より内容説明をお願いいたします。

主幹 ふれあいシニアサポーター事業について御説明申し上げます。先の協議会におきましても御説明いたしましたとおり、この事業は東京都公立学校の退職教職員が、在職時につちかってきた専門能力や経験を学校教育等に活かすとともに、退職教職員の生きがいと健康づくりを支援するといった目的から始められた事業でございます。具体的には東京都教職員互助会が退職教職員のうち希望のある者の登録者リストを作成して、学校からの要望に応じて、ふさわしい人員を派遣するといった形で進められるものでございます。

今年度につきましては、東京都教職員互助会が既に先行して実施している退職教職員ボランティア活用事業の試行実施校がない区市から、このシニアサポーターを試験的に配置する形での取組が始められておりまして、福生市におきましては福生第七小学校の西山校長あてに、このシニアサポーターの受け入れに関する打診の連絡がございまして、西山校長としましては、通常学級内に在籍する特別な支援が必要と思われる児童に対する丁寧な指導の必要性から、この申し出を受けたい旨の連絡が指導室にございました。

同時に東京都教職員互助会では人材確保といった観点から、青梅線沿線在住の元小学校・養護学校教員を務めていらっしゃった68歳の女性の人選を既に行ないまして、配置したい旨を第七小学校に連絡してまいりまして、試験的にサポートを現在行なっているといった形です。

本日、教育委員会で御判断いただきまして、それに従いまして今後のシ

ニアサポーターの受け入れに関する正式な申し込みを行い、それにより配置されることとなります。なお、本事業により派遣されるサポーターですが、おおむね週当たり2回の勤務となります。1回当たり3,000円が実費弁償相当額として支給されますが、費用は東京都教職員互助会が負担することとなります。

以上のような事業でございます。福生第七小学校におけるふれあいシニアサポーターの受け入れにつきまして御審議いただきまして、御決定くださいますようお願いいたします。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

平野委員 学校訪問いたしましても、福生市では特別支援に対して人的な配置がとて、十分に行なっているといった評価をいただいています。それでもやはりまだまだ足りないといった話もありました。その中でこのようなシニアサポーター事業を活用できるのは喜ばしいことかと思うのですけれども、やはりあくまでも担任の先生との密な連携をとりながら、特別支援教育に対する経験豊富な先生でいらっしゃると思いますので、是非効果が上がるように頑張ってくださいと思います。よろしくをお願いいたします。

委員長 御提案は第七小学校への受け入れで、それについてはよろしいですね。活用する場合の、福生市教育委員会としての手続き論を、ある程度確立していただきたいと思います。悪い事業ではないと皆さんも判断したようでございますので、その手続き論についてきちんとしたものをつくっておかないと、学校対互助会だけでは、教育委員会が全く知らないことも起こり得ます。そういったことがないようにとだけ付け加えることでよろしいですかね。大変でしょうがよろしくをお願いいたします。教育長からなにかありますか。

教育長 御指摘のとおりであります。

委員長 はい、よろしく申し上げます。

他に質疑はございませんか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第58号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。議案第58号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第4、議案第59号、市営競技場及び武蔵野台テニスコート

の冬季夜間使用の試行についてを議題といたします。スポーツ振興課長より内容説明をお願いいたします。

スポーツ振興課長 日程第4、議案第59号、市営競技場及び武蔵野台テニスコートの冬季夜間使用の試行について御説明いたします。

初めに提案理由でございますが、夜間照明設置体育施設の利用において、市営競技場及び武蔵野台テニスコートを、冬季についても夜間使用の試行を行ないたいため、本案を提出するものでございます。

恐れ入ります、裏面を御覧いただきたいと思っております。平成22年12月28日を工期とする福生野球場整備工事完了に伴い、福生野球場の供用の再開に係る福生市体育施設条例の一部改正を12月定例会に上程することとしておりますが、これを契機に他の夜間照明設置体育施設の市営競技場及び武蔵野台テニスコートの冬季夜間使用を、試行により実施したいと考えております。

初めに1といたしまして、試行実施の根拠でございますが、福生市体育施設条例第4条にあります「委員会が特に必要と認めたときは、臨時に変更し、又は休場することができる」とあります。このただし書きを適用し、実施するものでございます。

次に2といたしまして、試行実施の理由でございますが、体育施設管理運営上、近隣住民との良好な関係の維持は極めて重要なことと認識しておりますことから、冬季夜間使用については試行を実施し、試行の検証をもって近隣住民の対応をし、本格実施を進めていくためでございます。また、冬季夜間使用を実施するには経費を伴うことから、開場時間の設定は需要を把握し、実態に合ったものとするため、試行の結果をもって確定するためでございます。

3といたしまして、試行の概要でございますが、現行の開場時間は、4月から10月は午前8時30分から午後9時30分まで開場し、夜間使用を実施しております。また11月から3月まででございますが、午前8時30分から午後5時まで開場としております。これを平成23年2月1日から試行を開始し、平成24年3月31日までの間、午前8時30分から午後9時30分まで開場するものでございます。

4といたしまして、試行の検証及び本実施でございますが、試行を終え、平成24年4月、5月で検証し、平成24年9月頃を目途に方向性を出していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

委 員 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

平 野 委 員 現在、4月から10月、夜間使用をやっているわけですがけれども、その間に対して住民の方から、照明のことや騒音のことでクレームはあったのでしょうか。

それともう1点、現在南公園や福東テニスコートは夜間使用されているのでしょうか。

スポーツ振興課長 当初、福生野球場の夜間照明を付けたときは、家に光が入るといったことがありましたが、近年はそのような苦情はございません。また、今工事を実施しており照明塔が高くなる状況がございまして、近隣住民説明会においてはそのことを心配なさる方がいらっしゃいましたが、テストの点灯を開始する中で、近隣住民と調整をしていくつもりでございます。

また、南公園と福東テニスコートには夜間照明施設がございませんので、現在夜間使用は行なっておりません。

平 野 委 員 武蔵野台テニスコートに関しても、クレームはございませんか。

スポーツ振興課長 武蔵野台テニスコートにつきましては、夜間使いますと音がうるさいといったクレームが当初ありましたが、現在工場となってしまったものでは、クレームはございません。

委 員 長 試行を平成24年3月31日、1年と少し行うわけですね。わかりました。他に質疑はありますか。

加 藤 委 員 他のテニスコートでは夜間使用の要望はないのですか。

スポーツ振興課長 特に要望は聞いておりません。福東につきましては滑走路下でございまして、照明設備を設置できるエリアではございませんので、その要望にはお応えができる状況ではございません。

平 野 委 員 南公園もそうですか。

スポーツ振興課長 南公園は、設備的にまず設置ができない状況がございまして、付けてほしいといったことがありますが、物理的にできない環境の場所でございますので、お応えすることもできないところでございます。

委 員 長 河川敷だからですね。他に質疑はございませんか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第59号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委 員 長 御異議なしと認めます。よって議案第59号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第5、議案第60号、福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いします。

庶務課長 それでは日程第5、議案第60号、福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について御説明をさせていただきます。

まず提案理由でございますが、これは教育委員会への意見聴取についての写しでございます。ここにありますように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から教育委員会に対しまして意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。

続きまして、市長が提案する上程議案の写しでございますが、内容につきましては議案第60号の附属資料新旧対照表に基づき御説明をさせていただきます。

教育長の給与につきましては本条例で定められておりますが、今回の一部改正は期末手当の額を改正するものでございます。まず上段の第1条による改正でございますが、表内の第3条第2項の傍線の部分が改正部分でございます。右側が現行でございますが、期末手当は給料の月額に100分の20を乗じた額を加算し、さらに12月に支給する場合は100分の220を乗じて得た額を支給とされております。つまり2.2ヵ月分を支給することになっておりますが、改正案ではその率を100分の200、2.0ヵ月分とするものでございまして、0.2ヵ月分の減になります。

なお、この第1条による改正でございますが、公布の日から施行するとなっておりますが、この公布予定につきましては12月議会の初日、11月30日に上程し、議案審議の上即決していただき、同日に公布する予定であると聞いておりますので、本年12月の期末手当から適用されるものでございます。

次に、下の段の第2条による改正でございます。こちらは第1条が改正された後に改正するものでございますが、平成23年4月1日からの試行となっております。

内容でございますが、傍線の部分を御覧いただきまして、右側の現行では6月支給分が100分の195、12月支給分が100分の200となっておりますが、改正案では6月支給分を100分の190、12月支給分につきましては100分の205にしようとするものでございます。非常にわかりづらいと思いますが、今年度につきましては12月の期末手当を0.2ヵ月分減といた

しまして、来年度以降につきましては6月の期末手当を0.05、12月の期末手当を0.15減するものでございまして、減額率につきましてはどちらも0.2ヵ月分の減でございます。

以上、福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についての御説明でございます。御審議の上どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
東京都等の横並びですか。

庶務課長 同様でございます。

委員長 どんどん給料が安くなってしまいますね。質疑はございませんか。
ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第60号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第60号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第6、議案第61号、福生市体育施設条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。スポーツ振興課長より内容説明をお願いいたします。

スポーツ振興課長 それでは日程第6、議案第61号、福生市体育施設条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について御説明いたします。

福生市体育施設条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてでございます。提案理由でございますが、福生市営野球場外野部分の人工芝化に伴いまして年間を通じ開場できるようになることから、休場日を削減し、また冬季夜間使用も可能になることから、開場時間を延長する改正を行い、また併せて用語の整理をいたしたいので、本条例を改正いたそうとするものでございます。

改正の内容でございますが、現行12月1日から翌年3月31日までを休場日といたしておりました。これを削減し、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを休場日とすることに改め、また年間を通じ、開場時間を午前8時30分から午後9時30分までに改めようとするものでございます。

別表第2を御覧いただきたいと思っております。全面改正となっておりますので、改正した部分だけ御説明したいと存じます。初めに別表第2、施設名

の欄、福生市福東総合グラウンドの後に「福生市営福生野球場」を加え、改正するものでございます。次に開場時間の欄でございます。第1号(1)「4月から10月」のあとに「まで」を加え、用語の整理を行なうものでございます。次に1号(2)「11月から翌年3月まで」の「まで」を加え、用語の整理を行なうものでございます。次に第2号として新たに「福生市営福生野球場、午前8時30分から午後9時30分まで」を加え、利用の拡大を図るものでございます。次に附則でございますが、この条例は、平成23年2月1日から施行するものでございます。

福生市体育施設条例の一部を改正する条例についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。特別扱いになっていたところを全部揃えていきたいとのことですね。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第61号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第61号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第7、議案第62号、平成22年度福生市一般会計補正予算(第2号)の原案中教育に関する部分に対する意見聴取についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いします。

庶務課長 それでは日程第7、議案第62号、平成22年度福生市一般会計補正予算(第2号)の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について、その提案理由並びに内容について御説明をさせていただきます。

まず提案理由でございます。こちらは教育委員会の意見聴取についての写しでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から教育委員会に対しまして意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。次が補正予算書の写しでございます。

では、補正予算の内容について御説明させていただきます。上段にございます第1条を御覧いただきたいと思います。ここにありますように歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ1億8,455万5,000円を追加し、歳入・歳出予算の総額をそれぞれ218億4,540万4,000円と定めようとするものでございます。

それでは、その内容につきまして御説明をさせていただきます。上段にございます第 15 款都支出金、第 2 項都補助金、第 7 目教育費都補助金でございます。説明欄 2 のスクールソーシャルワーカー活用事業補助金 61 万円でございますが、こちらにつきましては後程歳出のところで御説明をさせていただきます。

続きまして、こちらは歳出でございますが、第 10 款教育費、第 1 項教育総務費、第 2 目教育指導費でございます。右側を御覧いただきまして、説明欄 16、スクールソーシャルワーカー活用事業費の報償金 135 万円を追加するものでございます。こちらはスクールソーシャルワーカー活用事業に伴う報償金でございますが、当初予算額につきましては 300 万円で、スクールソーシャルワーカー 3 名に対する報償金でございます。

まず、今回補正を行なう理由でございますが、今年度から S S W を子ども応援館に配置し、子ども家庭支援センターとの緊密な連携がさらに図られるようになったことから、虐待に関する情報の共有化が進んでおります。そのため S S W が扱うケースの中で、虐待に関するものの数が急激に増加しております。また継続的な指導が必要なケースも複数あることなどから、予算額に不足が生じてしまいましたので、今回増額補正を行なおうとするものでございます。

なお 135 万円の内訳でございますが、S S W 一人当たり 1 日 5 時間、時間単価が 2,500 円、36 日分で S S W 3 名分として計算してございます。従いまして計算式といたしますと 1 日 5 時間×36 日×2,500 円×3 名分でございます。また、先程歳入にありました教育費都補助金のスクールソーシャルワーカー活用事業補助金 61 万円でございますが、この事業に充当するための東京都からの補助金でございます。

こちらは第 10 款教育費、第 5 項社会教育費、第 2 目文化財保護費でございますが、右側を御覧いただきまして保護及び展示費の印刷製本費 105 万 2,000 円の減額でございます。こちらにつきましては文化財係で今年度契約を行ないました 5 件分の契約差金によるものでございますが、契約の案件といたしますと「平和のための戦争展」、あるいは「刀剣展」などのポスターや、パンフレットの印刷製本に伴う契約などがございます。

以上、議案第 62 号、平成 22 年度福生市一般会計補正予算（第 2 号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取についての説明とさせていただきます。御審議の程よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第 62 号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第 62 号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第 8、報告第 20 号、公立学校における儀式的行事の適正な実施についてを議題といたします。主幹より内容説明をお願いいたします。

指導主事 それでは報告第 20 号、公立学校における儀式的行事の適正な実施につきまして御説明申し上げます。

例年のことですが、本年度につきましても各小・中学校におきまして、平成 22 年度卒業式及び平成 23 年度入学式の計画等を練る段階になってまいりました。毎年この時期に、学習指導要領に定められた儀式的行事である卒業式及び入学式の適正な実施につきまして、教育長名で校長に対し通知といった形で文書を発送しているところでございます。

昨年度と別段変更点はございませんが、例年通り市内小・中学校長に対し、教育長名で儀式的行事の適正実施につきまして通知をいたしたことを御報告いたします。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

会場モデル図がございます。国を愛し、市を愛し、学校を愛することで、校旗が立っているモデルがあります。例えば福生市は学校旗も上に飾り、上に横並びで三つ並べることについて検討を、行政の方でしてほしいと思っているのですが、皆さんいかがでしょうか。いけないことではないのだろうけど、予算がかかることですね。

教育長 そうですね。掲揚型の校旗は、屋上以外には持ってない学校もあります。スタンド型のものしか持っていないですね。

委員長 割とスタンド型って見えないですね。そういったことも一つの方策かと思しますので、行政で考えてもらってもいいことかもしれないと思います。反対であれば反対でもいいですが、そういった意見を付け足します。

他に質疑はございませんか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第 20 号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって報告第 20 号は原案のとおり承認することといたします。

次に、その他報告事項について説明願います。平成 22 年度社会教育施設の年末年始の休業について、生涯学習推進課長より願います。

生涯学習推進課長 その他報告事項 1、平成 22 年度社会教育施設の年末年始の休業について御報告をいたします。

例年との違いでございますが、一番下でございます福生野球場が、整備事業の終了に基づきまして平成 23 年 2 月 1 日から開場できること以外は、例年と大きな変化はございません。以上でございます。

委員長 では次に、市民会館大ホール（もくせいホール）照明装置改良工事に伴う利用休止について、公民館長より内容説明をお願いします。

公民館長 続きましてその他報告事項 2 でございます。市民会館大ホール（もくせいホール）照明装置改良工事に伴う利用休止について報告いたします。

1、利用休止期間。平成 23 年 2 月 3 日木曜日から 18 日金曜日。こちらの期間は、利用の少ない時期を選んでおります。

2、利用休止場所。市民会館大ホール（もくせいホール）になります。なお、小ホールや集会室は平常どおり利用できます。

3、工事概要。平成 3 年に改修しました照明装置関連の取り替えでございます。老朽したことによりましてこの装置を取り替えいたすものでございます。

主な器材でございますが、こちらに記してあります装置の図面は、裏面を御参照願います。取り替え後の新しい装置でございます。一番上に記載してあります照明装置卓は、エレクトーンのような形状をしております。この装置、調光装置は、光を調整する装置でございます。照明操作卓と呼び、本体となっております。現在アナログ信号形式の装置でございますが、新しい装置はデジタル信号形式になります。他につきましては関連装置でございます。

装置の取り替えによりまして、場面に合わせた数多くの照明シーンをつくり出せるなど、照明効果がよくなります。また、あらかじめつくり出した照明を数多く記憶させることができます。この他、コンサートや舞台を主宰する業者が持ち込む装置は、既にほぼデジタル信号化されておりました。持ち込み器材によりまして舞台セットや片付けがスピーディになるなどの利点もあります。

4、広報に関してでございますが、工事に伴う使用停止について「広報

ふっさ」平成22年12月1日号、この他ホームページに登載いたします。
以上でございます。

委員長 よろしいでしょうか。

委員の皆さんから何かありませんか。

ないようですので、その他報告事項の説明を終わります。

ここで、先程日程についてお諮りいたしました日程第9、協議事項3、
公立学校教育管理職の人事異動方針については、公開しない会議となります。

関係者以外の方は御退席をお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩